

## 山口県職員募集パンフレット 2026 等作成業務 仕様書

### 1 業務の目的

山口県職員の職務内容、やりがい、魅力、労働条件等を効果的に伝え、もって将来の県政を担う意欲ある多様な人材の確保に繋げることを目的とする。

### 2 業務の内容

山口県職員募集パンフレット 2026 及びポスターの作成に係る企画、現地撮影、原稿作成、編集、構成、印刷等の一連の業務

### 3 業務の仕様

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

#### (2) 規格

- ア パンフレット … A4縦、中綴じ24ページ（表紙含む）、両面4色フルカラーマットコート紙（白）110kg、7,000部
- イ ポスター … B2縦、片面4色フルカラー、マットコート紙（白）110kg、30枚

#### (3) 校正

3回程度実施する。

### 4 掲載内容

作成に当たっては、令和6年度に発注者が作成した2025版パンフレット（別添参照）の内容を参考として、以下の項目を必ず盛り込む内容とすること。

#### (1) パンフレット

##### ア 表紙

本県職員採用のキャッチコピー「Challenge for Change ～変革への挑戦～」を使用したデザインとする。

##### イ 組織図

出先機関を含む県の組織図を掲載し、知事部局の各部局（8部1局）及び企業局、教育委員会、警察本部（以下「各部局等」という。）の職務内容を紹介する。なお、掲載する紹介文の作成は発注者が行うものとし、事業者が写真を使用する提案を行った場合、取材日程の調整及び撮影は受注者が行うものとする。

##### ウ 先輩職員からのメッセージ

18職種<sup>\*</sup>について、担当業務の内容、1日のスケジュール、職場での様子、異動歴、メッセージ文等を紹介する。なお、職員の人選及び掲載する紹介文の作成は発注者が行うものとし、取材日程の調整及び写真撮影は受注者が行うものとする。

※行政、警察行政、社会福祉、土木、建築、農業、農業土木、林業、畜産、水産、機械、電気、化学、衛生監視、衛生薬学、保健師、小・中学校事務、獣医師

#### エ 勤務条件、福利厚生、人材育成等の紹介

紹介にあたっては、入庁 10 年後職員、子育て支援制度利用者、民間派遣職員及び職務経験者のメッセージ文等の紹介も併せて掲載すること。なお、職員の人選及び掲載する紹介文の作成は発注者が行うものとし、取材日程の調整及び写真撮影は受注者が行うものとする。

オ 令和 8 年度職員採用試験実施計画及び令和 7 年度試験実施結果  
令和 8 年 1 月中旬に確定する予定であるため注意すること。

カ Q&A

キ 山口県が求める人物像

ク 県主要プロジェクトの紹介

主要プロジェクトに携わる職員のメッセージを掲載することとし、職員の人選及び紹介文の作成は発注者が行う。なお、取材日程の調整及び写真撮影は受注者が行うものとする。

#### (2) ポスター

パンフレットの内容を踏まえたデザインとし、発注者が管理するウェブサイト「山口県職員採用試験情報」へ誘導する二次元コードを掲載する。

### 5 成果物の納品方法等

#### (1) 納品方法

ア パンフレット及びポスター

冊子等とともに、アウトライン化済みの AI データ及び PDF データを CD-R 等に記録して納品すること。

イ 撮影した写真一式（冊子等に使用しなかったものを含む。）

JPG 又は PNG データを CD-R 等に記録して納品すること。

#### (2) 納品期日

令和 8 年 2 月 13 日 12 時まで

### 6 諸権利の取扱い

(1) 本業務より作成される成果物、写真等に係る著作権、所有権等の権利は、発注者に帰属する。ただし、受注者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保処分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 成果物は、発注者が自由に二次使用できるものとする。

### 7 その他

(1) 業務内容、データ内容その他この契約を履行する上で知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務履行に当たり、個人情報等の取扱いについては、関係法令に基づき適切に取り扱うこと。

(3) 本仕様書を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

- (4) パンフレット等の作成にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分に注意すること。やむを得ず第三者が著作権を有するイラスト、写真等を使用する場合は、関係法令の定めに従い、適切に手続きを取ること。これに反し問題が生じた場合、発注者は一切の責任を負わず、費用の負担も行わない。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後に受注者からの請求書の提出を受けて支払うものとする。
- (6) 成果物に誤りや不備等が発見された場合には、委託期間終了後であっても、受注者の責任において無償で訂正するものとする。
- (7) その他本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により決定する。